



TOKIO MARINE
ASSET MGT

東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）

追加型投信／内外／資産複合

愛称：インフレ・ファイター

投資信託説明書 （請求目論見書）

2025年8月

東京海上アセットマネジメント

この「投資信託説明書（請求目論見書）」は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年8月15日に関東財務局長に提出しており、2025年8月16日にその効力が生じています。

発行者名	東京海上アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 長澤 和哉
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書・有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）

※愛称を「インフレ・ファイター」とします。

※上記を以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

●委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

(5)【申込手数料】

- ① 発行価格に3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。
- ② 分配金再投資コース（下記「(6) 申込単位」をご参照ください。）の収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

- ① 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- ② 申込単位は販売会社が定めます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ③ 分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2025年8月16日から2026年2月13日まで

※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た額に申込手数料を加算した申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当ありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

② 基本的性格

当ファンドは、追加型投信／内外／資産複合に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式・ 債券・不動産投信・ その他資産(商品)・ 資産配分固定型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変異型		エマージング		

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネー・ジメンツ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
	資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

③ 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

④ ファンドの特色

1

投資信託証券への投資を通じて、米国短期国債、海外物価連動国債、国内物価連動国債、海外株式、日本および米国の住宅REIT、金に分散投資を行います。

- ・インフレーション(物価が継続的に上昇する)期間において資産価値の上昇が期待できると考える資産へ分散投資を行います。



米国短期国債

インフレーション時の金融政策として利上げが行われた場合、利回りの上昇が見込まれます。



物価連動国債

物価の動きに連動して元金額や利子額が増減します。
利子額や償還額が物価に応じて増減するため、物価上昇時に実質的な資産価値が低減しません。



海外株式

(モノポリー企業の株式)

モノポリー企業とは、高い参入障壁等により、一定の地域においてモノ・サービス等を独占・寡占していると判断する企業を言い、これらの企業の株式に投資します。
生活に必要不可欠なモノ・サービス等を提供するため、価格決定力があり、物価上昇時においても相対的に安定した収益性を有します。



日米住宅REIT

オフィスや商業施設等と比較して賃貸借契約が短期であるため、物価上昇に応じた賃料の上昇が反映されやすく、また不動産価格の上昇による恩恵が期待できます。



金

物価上昇により貨幣価値が低下する局面で、実物資産である金は選好され、価格の上昇が期待できます。
また、株式や債券とは異なる値動きをする傾向があり、組み合わせて投資することで分散効果が期待できます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2

各投資信託証券への投資比率は、以下を基本とします。

投資対象資産	投資信託証券	投資比率
 米国短期国債	東京海上・米国短期国債マザーファンド	20%*
 海外物価連動国債	東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	20%*
 国内物価連動国債	TMA物価連動国債マザーファンド	20%
 海外株式 (モノポリー企業の株式)	世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	20%
 日米住宅REIT	東京海上・日米住宅REITマザーファンド(為替ヘッジあり)	10%
 金	東京海上・ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)	10%

*各投資比率は20%を基本としますが、金利動向等により、各10%～30%、合計40%の範囲内で比率を変更します。

※原則として月次でリバランスを行います。

※組入資産の価格変動や市況の動向等によっては、各資産の実際の組入比率は上記比率と異なる場合があります。

※投資環境・経済構造等の変化によっては、投資比率を変更することがあります。

3

外貨建資産のうち、原則として、以下の投資信託証券において為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。

- 以下の投資信託証券において為替ヘッジを行います。

なお、「東京海上・米国短期国債マザーファンド」および「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」については為替ヘッジは行いません。

世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)

東京海上・日米住宅REITマザーファンド(為替ヘッジあり)

東京海上・ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり)

※為替ヘッジを行うことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※一般的に、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストが発生します。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

※「世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)」については、ヘッジコストが過大と判断される際には、一部の通貨について、為替ヘッジを行わない場合があります。

各投資信託証券の内容について、詳しくは「投資信託証券の概要」をご参照ください。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行う方式です。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

株 式	株式への直接投資は行いません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

◎毎月決算を行います。

- 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。
分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配												

① 上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。
実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

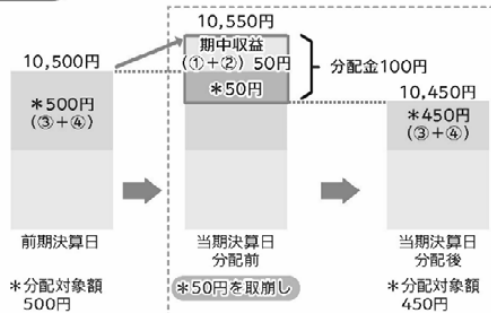
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、

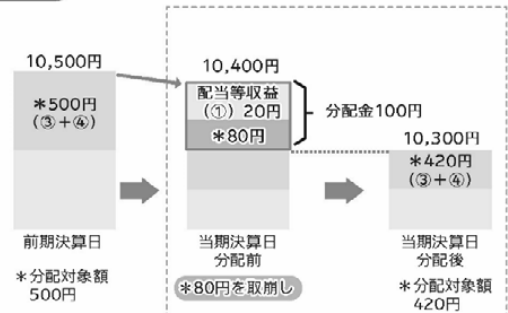
①配当等収益(経費控除後) ②評価益を含む売買益(経費控除後) ③分配準備積立金 ④収益調整金 です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA 前期決算日から基準価額が上昇した場合



ケースB 前期決算日から基準価額が下落した場合



① 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が 元本の一部払戻しに相当する場合	分配金の全部が 元本の一部払戻しに相当する場合
投資者の購入価額 (当初個別元本) 普通分配金 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本	投資者の購入価額 (当初個別元本) 元本払戻金 (特別分配金) 分配金支払後 基準価額 個別元本

※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

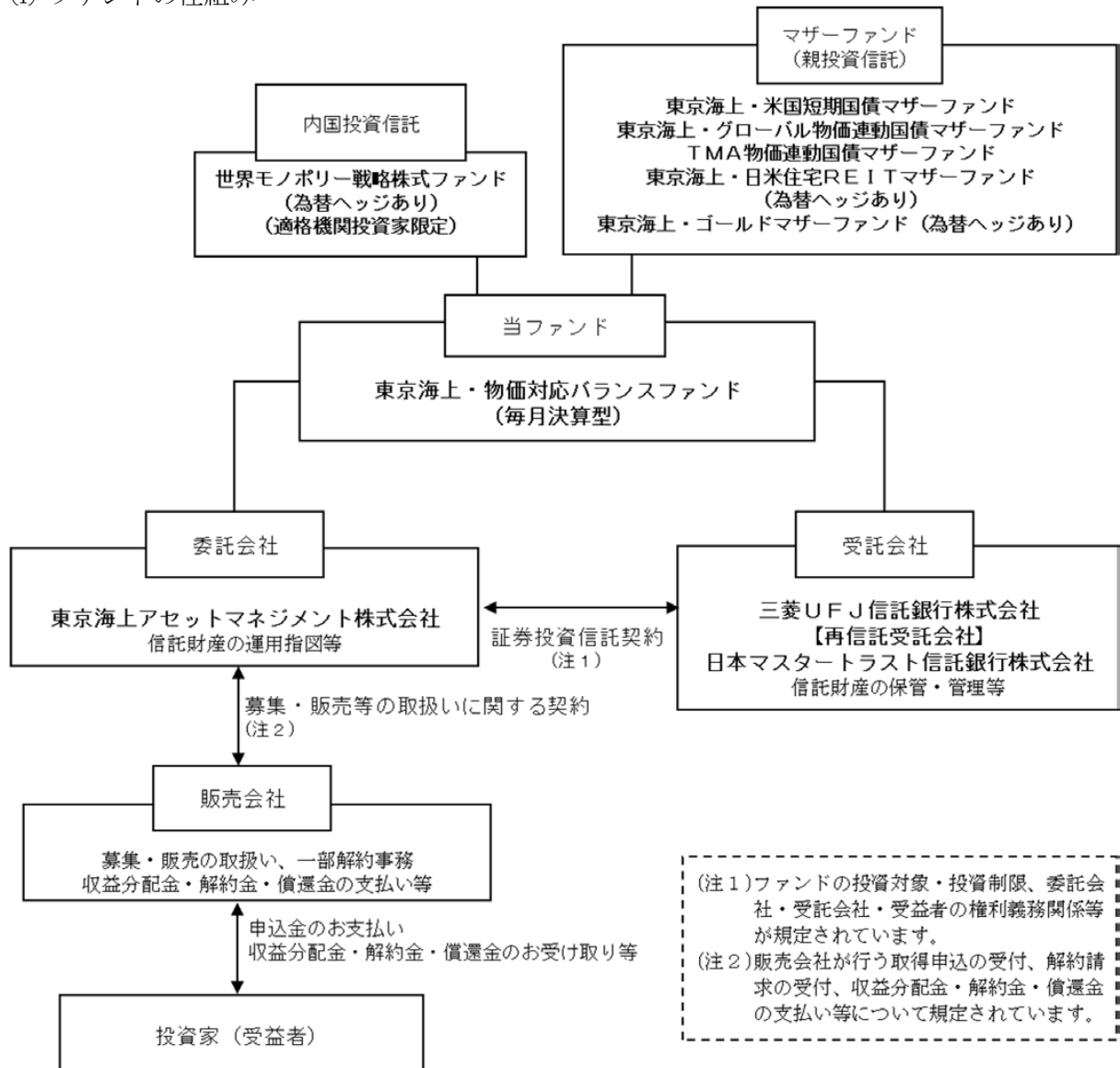
元本払戻金(特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【ファンドの沿革】

2022年11月17日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>



※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行う方式です。

② 委託会社の概況

- ・ 名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・ 資本金の額 20億円（2025年5月末日現在）
- ・ 会社の沿革

1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立

1987年2月 投資顧問業者として登録

同年6月 投資一任業務認可取得

1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始

1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得

2007年9月 金融商品取引業者として登録

2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更

2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

- ・ 大株主の状況（2025年5月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

親投資信託「東京海上・米国短期国債マザーファンド」

親投資信託「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」

親投資信託「TMA物価連動国債マザーファンド」

内国投資信託「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」

親投資信託「東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）」

親投資信託「東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」

(2) 投資態度

①投資信託証券への投資を通じて、米国短期国債、海外物価連動国債、国内物価連動国債、海外株式、日本および米国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。）、金に分散投資を行います。

②各投資信託証券への投資比率は、以下を基本とします。ただし、投資環境・経済構造等の変化によっては、投資比率を変更することがあります。

原則として月次でリバランスを行います。

東京海上・米国短期国債マザーファンド	20%※
東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	20%※
TMA物価連動国債マザーファンド	20%
世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	20%
東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）	10%
東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）	10%

※各投資比率は20%を基本としますが、金利動向等により、各10%～30%、合計40%の範囲内で比率を変更します。

③実質組入外貨建資産については、原則として、以下の投資信託証券において為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。

世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）

東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）

① 有価証券

② 金銭債権（①③に掲げるものに該当するものを除きます。）

③ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として次の(1)から(6)に掲げる投資信託証券ならびに(7)から(10)に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 親投資信託「東京海上・米国短期国債マザーファンド」

(2) 親投資信託「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」

(3) 親投資信託「TMA物価連動国債マザーファンド」

(4) 内国投資信託「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」

- (5) 親投資信託「東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）」
- (6) 親投資信託「東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」
- (7) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (8) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(7)の証券の性質を有するもの
- (9) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- (10) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、上記(9)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<参考情報>当ファンドが投資対象とする投資信託証券について

以下は、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要について記載したものであり、これら投資信託の関係法人等により内容が変更となる場合があります。

東京海上・米国短期国債マザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	- 米国の国債および上場投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 - 米国の国債の投資にあたっては、原則として、残存期間が3ヵ月以下の国債に投資を行います。 - 外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 - 米国の国債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。ただし、資金動向等によっては、残存期間が3ヵ月以下の米国国債の指数を対象とする上場投資信託証券に投資する場合があります。 - 資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	- 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。） - 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 - 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 - 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 - 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 - 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 - 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 - デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しませ

	ん。 ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
決算日	11月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	・海外の物価連動国債および上場投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 ・海外の物価連動国債市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。 ・外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ・物価連動国債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。ただし、資金動向等によっては、世界*の物価連動国債の指数を対象とする上場投資信託証券に投資する場合があります。 ※日本を含む場合があります。 ・資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合には限ります。） ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。

決算日	11月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社

TMA物価連動国債マザーファンド	
形態	親投資信託
運用方針	・国内の物価連動国債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を図ることを目標として運用を行います。 ・国内の物価連動国債を主要投資対象とし、将来のインフレリスクをヘッジすることにより実質的な資産価値の保全を図りつつ、安定した収益の確保をめざします。 ・物価連動国債の組入比率は、高位を保つことを基本とします。 ・信託財産に組入れる物価連動国債の加重平均残存期間は、平成25年10月以降に発行された物価連動国債全体の加重平均残存期間±3年の範囲内とすることを基本とします。 ・大量の追加設定または解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ならびに信託財産の規模によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
決算日	2月26日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社

世界モノポリ戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	
形態	追加型株式投資信託
運用方針	<基本方針> 信託財産の成長をめざして運用を行います。
	(1) 投資対象 アンカーMFG 世界モノポリ戦略株式マザーファンド（以下「マザーファンド」） <マザーファンドの投資対象> 海外の金融商品取引所に上場している企業の株式等※ ※リート（不動産投資信託証券）やDR（預託証券）、その他の証券を含みます。
	(2) 投資態度 1. 主として、マザーファンドの受益証券に投資することにより、信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本とします。 2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 3. 実質組入外貨建資産については、為替変動リスクを低減するために、為替ヘッジを行います。ただし、為替ヘッジの手段がない、あるいは、ヘッジコストが過大と判断される際には、一部の通貨について、為替ヘッジを行わない場合があります。

	ます。 4. 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 5. 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみを取得させることを目的とするものです。 6. 外国為替取引の指図に関する権限の一部をノーザン・トラスト・カンパニー・オブ・ホンコンに委託します。	
	(3) マザーファンドの投資態度 1. 主として日本を除く世界の株式等の中から、モノポリー企業（モノやサービス等を独占・寡占（地域独占含む）していると判断する企業）の株式等を投資対象とします。 2. 銘柄選定に関しては、持続可能な競争優位性を持つと判断される銘柄を選別します。 3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 4. 資金動向、市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 5. モノポリー企業の株式等の運用は、マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッドに運用指図に関する権限を一部委託します。	
主な投資制限	1. マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。 2. 株式等※への直接投資は、原則として行いません。 ※リート（不動産投資信託証券）やDR（預託証券）、その他の証券を含みます。以下同じ。 3. 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 4. マザーファンドを通じて行う一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。 5. マザーファンドを通じて行う投資信託証券（上場投資信託は除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。	
収益分配	収益分配金額は、分配対象額の範囲（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含む）等の全額）内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。但し、必ず分配を行うものではありません。	
信託設定日	2022年11月18日	
信託期間	無期限	
決算日	年4回 毎年3月、6月、9月、12月の月末日（休業日の場合は翌営業日） 初回決算日：2023年1月4日	
信託報酬等	委託者報酬：年0.6600%（税抜 年0.6000%） 受託・販売報酬：年0.033%（税抜 受託者報酬 年0.020%、販社報酬 年0.010%） 計：年0.693%（税抜 年0.630%）	
ファンドの関係法人	委託会社	ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社
	受託会社	三井住友信託銀行株式会社
	マザーファンドの投資顧問会社	マゼラン・アセット・マネジメント・リミテッド
	為替ヘッジの運用委託先	ノーザン・トラスト・カンパニー・オブ・ホンコン
ベンチマーク	特になし。	

東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）	
形態	親投資信託
運用方針	・日本および米国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREITを主要投資対象とし、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 ・日本および米国の取引所に上場されているREITの中から、住宅や居住用施設

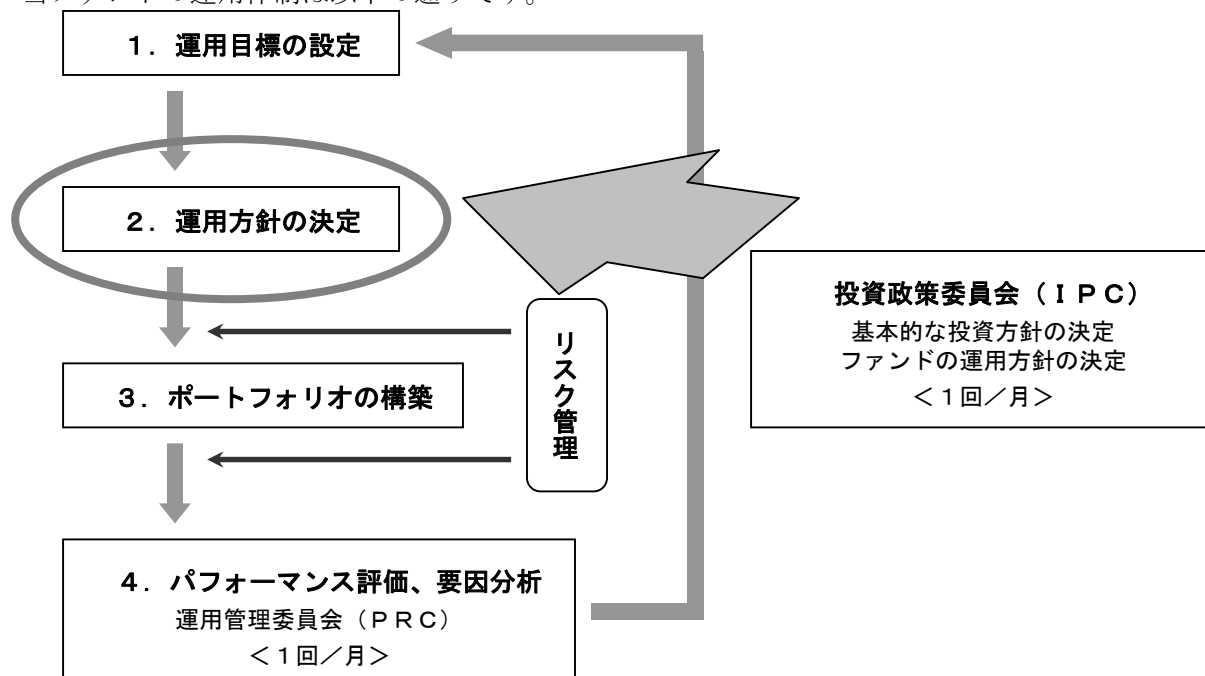
	等の不動産を主な投資対象とする銘柄へ投資を行います。 ・運用にあたっては、流動性を考慮の上、主に物価および資産価格との価格連動性の高さ、証券価格における金利上昇リスクへの抵抗力等で銘柄評価を行い、国別配分を勘案してポートフォリオを構築します。 ・原則として、REITの組入比率を高位に維持します。 ・外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。 ・資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ・上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
決算日	11月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）	
形態	親投資信託
運用方針	・日本を含む世界の取引所に上場されている投資信託証券であって、金現物価格（米ドル建て）への連動をめざす投資信託証券を主要投資対象とし、信託財産の成長をめざして運用を行います。 ・原則として、上場投資信託証券の組入比率を高位に維持します。 ・外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。 ・資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合に限ります。） ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

	・上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。 ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
収益分配	収益分配は行いません。
決算日	11月15日（休業日の場合は翌営業日）
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関する社内規則として「投資運用業に係る業務運営規程」を設けております。

運用におけるリスク管理は、運用リスク管理部門（10名程度）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（運用リスク管理部門担当役員を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、2025年5月末日現在）

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

- ① 運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）
 - a. 株式への直接投資は行いません。
 - b. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
 - c. 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
 - d. 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 公社債の借入（約款）
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ③ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ④ 外国為替予約取引（約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ⑤ 信用リスク集中回避のための投資制限（約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥ 資金の借入（約款）
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業

日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

※以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券を組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

基準価額の変動要因

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- ・運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- ・投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ・当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

① 価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

REITの価格は、REITが保有する不動産の評価の下落、不動産市況に対する見通しや需給等、さまざまな要因を反映して変動します。組入REITの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

物価連動国債の価格は、物価変動の影響を受ける（満期時に物価が下落した場合は債券の償還金額が元本を下回ることもあります。）ため、基準価額の動きが必ずしも金利動向と一致しない場合があります。

金の価格は、需給関係や為替、金利変動、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、政府の規制・介入、投機資金の動向等の様々な要因により変動します。金の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 金利変動リスク

公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、基準価額が下落する要因となります。

REITは、金利が上昇する場合、他の有価証券の利回り等との比較から売却され、価格が下落することがあります。また金利の上昇は、金融機関等から借入れを行っているREITの場合、その返済負担が大きくなり、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、金利の上昇に伴い基準価額が下落することがあります。

③ 信用リスク

一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。

REITは、信用状況（経営や財務状況等）が悪化した場合、倒産等の状況に陥り投資した資金が回収できなくなる場合があります。また、こうした状況に陥ると予想される場合、当該REITの価格が下落する場合があります。したがって、信用状況の悪化に伴い基準価額が下落することがあります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

なお、投資対象とする一部の投資信託証券*において、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場における需給の影響等によっては、金利差相当分以上のヘッジコストがかかる場合があります。

※「第1ファンドの状況 1ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び基本的性格 ④ファンドの特色3.」をご参照ください。

⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。

さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があります、そのため組入資産の価格変動が大きくなることがあります。

⑥ 流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑦ 法制度等の変更リスク

REITおよび不動産等に関する法制度（税制・建築規制等）が変更となった場合、REITの価格下落や配当金の減少につながる場合があります。したがって、法制度の変更に伴い基準価額が下落することがあります。

2. その他の留意事項

- ① 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② 当ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ③ 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ④ 当ファンドが投資対象とする「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」が存続しないこととなる場合は、当ファンドを繰上償還させます。

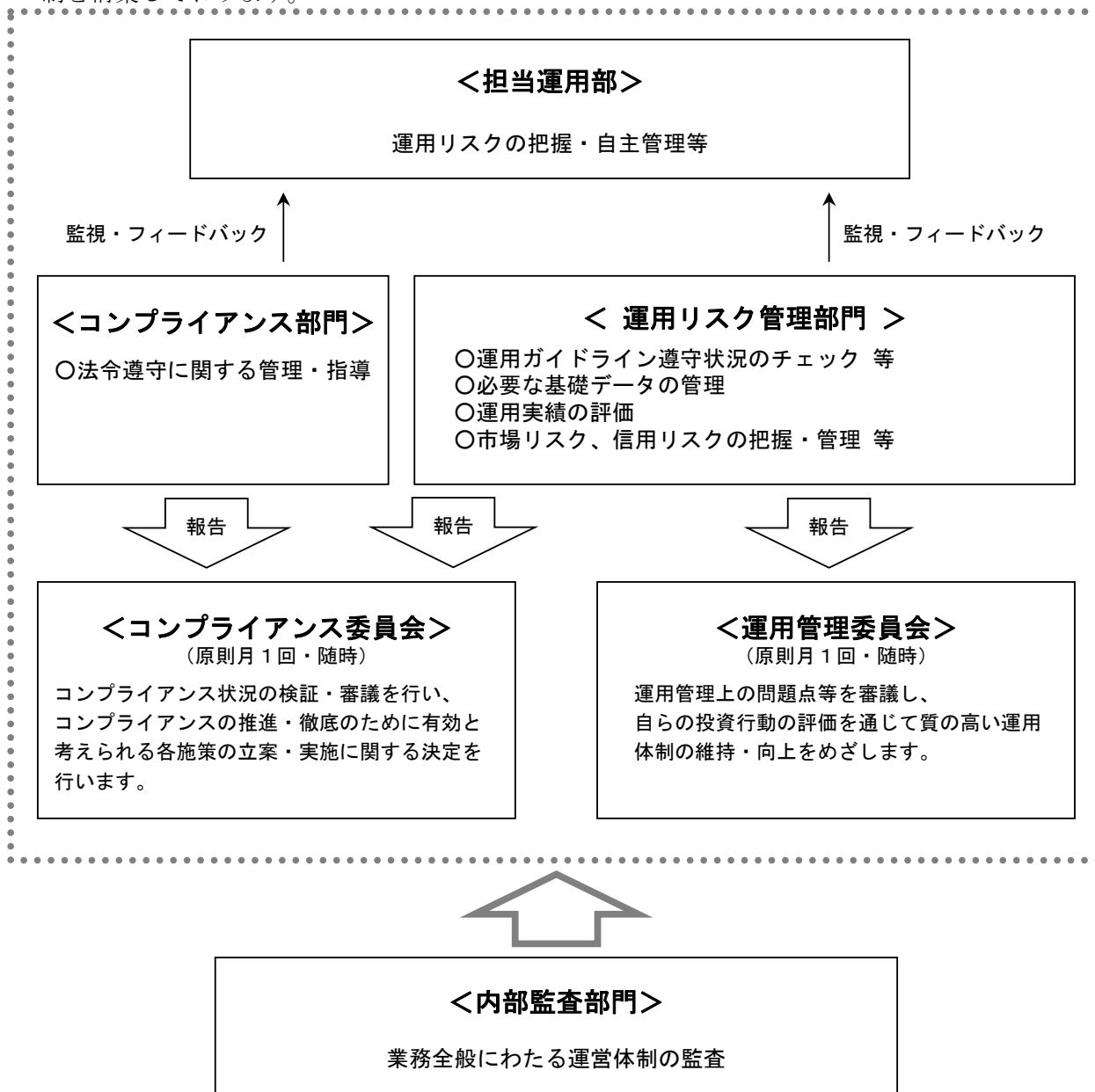
3. 管理体制

＜リスク管理体制＞

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



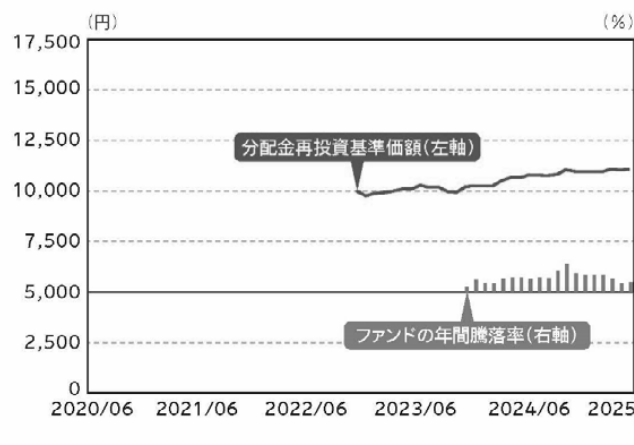
＜流動性リスク管理＞

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

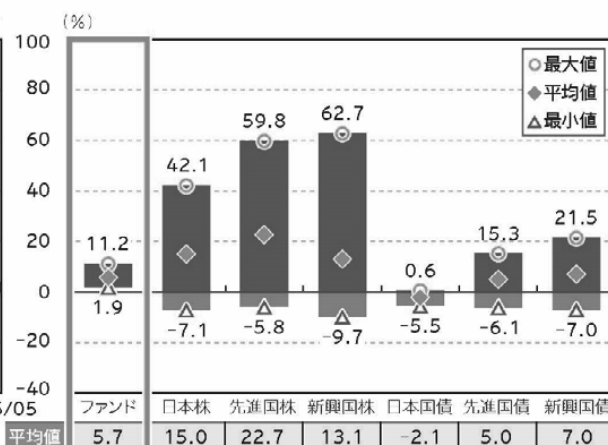


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは2023年11月以降の年間騰落率を用いています。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下、J P Xといいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。●NOMURA-BPI (国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 発行価格に3.3%（税抜3%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。申込手数料には、消費税等が含まれます。
申込手数料は、商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、申込時にご負担いただくものです。
- ② 分配金再投資コースの収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金（解約）手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率1.001%（税抜0.91%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。
- ② ①の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社（税抜）*1	販売会社（税抜）*2	受託会社（税抜）*3
年率0.44%	年率0.44%	年率0.03%

*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

*2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

- ④ 当ファンドの信託報酬のほかに、当ファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬は年率1.1396%（税抜1.036%）程度となります。なお、投資対象とする投資信託証券の投資比率等により変動します。（本書作成日現在）

<参考情報>当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬（本書作成日現在）

投資信託証券の名称	信託報酬率 (年率)
親投資信託 「東京海上・米国短期国債マザーファンド」	信託報酬は かかりません
親投資信託 「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」	信託報酬は かかりません
親投資信託 「TMA物価連動国債マザーファンド」	信託報酬は かかりません
内国投資信託 「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり） （適格機関投資家限定）」	0.1386%（税抜0.126%）（※）
親投資信託 「東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）」	信託報酬は かかりません
親投資信託 「東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」	信託報酬は かかりません

（※）「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」の投資比率に基づき算出したものです。

上記のほか、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の費用が別途かかります。なお、当ファンドが上記の各投資信託証券を取得するに際しては、申込手数料はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.011%（税抜0.01%）を乗じて得た金額（ただし、年99万円（税抜90万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（消費税等相当額を含みます。）、外国における資産の保管等に要する費用等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ④ 信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ⑤ 投資対象とする「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」において諸費用等がかかります。

※監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

また、当ファンドが実質的に投資するREIT、ETFについては、市場の需給等により価格形成されるため、REIT、ETFの費用は表示しておりません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%※および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。いずれの場合も配当控除の適用はありません。申告分離課税を選択した場合の税率は、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（※1）は課税されません。

※2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

解約時および償還時の差益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した差額）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税対象となります。譲渡所得等については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

普通分配金（申告分離課税を選択したものに限りです。）ならびに解約時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等（特定公社債および公募公社債投信を含みます。）の利子所得および配当所得（申告分離課税を選択したものに限りです。）ならびに譲渡所得等との間で損益通算を行うことができます。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入する

等、一定の条件に該当する方が対象となります。

当ファンドは、「N I S A」の対象ではありません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

<法人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」(※2)超過額については、15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)(※1)は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

(※1)「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

(※2)「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金(特別分配金)が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

*上記は、2025年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年11月16日~2025年5月15日)におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.25%	0.99%	0.26%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年5月30日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	24,248,528	18.87
親投資信託受益証券	日本	102,948,528	80.13
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		1,276,400	0.99
合計（純資産総額）		128,473,456	100.00

（ご参考：親投資信託の投資状況）

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

東京海上・米国短期国債マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,602,831,698	97.15
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		46,879,063	2.84
合計（純資産総額）		1,649,710,761	100.00

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	96,314,204	45.85
	カナダ	3,286,808	1.56
	ドイツ	3,825,786	1.82
	イタリア	8,676,699	4.13
	フランス	30,533,461	14.53
	イギリス	50,157,564	23.87
	小計	192,794,522	91.78
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		17,250,161	8.21
合計（純資産総額）		210,044,683	100.00

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	102,037,783	97.00
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		3,148,496	2.99
合計（純資産総額）		105,186,279	100.00

東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	日本	20,655,400	19.82
	アメリカ	79,253,390	76.08
	小計	99,908,790	95.91
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		4,258,215	4.08
合計（純資産総額）		104,167,005	100.00

TMA物価連動国債マザーファンド

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	16,471,233,358	99.84
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		24,877,063	0.15
合計（純資産総額）		16,496,110,421	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（％）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	東京海上・米国短期国債マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	22,361,995	1.1731	26,233,505	1.1568	25,868,355	20.13
2	TMA物価連動国債マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	19,736,358	1.3044	25,745,238	1.3067	25,789,498	20.07
3	東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	日本	親投資信託 受益証券	23,730,309	1.0835	25,712,418	1.0826	25,690,432	19.99
4	世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	日本	投資信託 受益証券	22,888,926	1.0326	23,636,827	1.0594	24,248,528	18.87
5	東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）	日本	親投資信託 受益証券	8,077,632	1.5319	12,374,195	1.5919	12,858,782	10.00
6	東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）	日本	親投資信託 受益証券	12,708,420	0.9938	12,630,591	1.0026	12,741,461	9.91

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	18.87
親投資信託受益証券	80.13
合 計	99.00

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

①投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

東京海上・米国短期国債マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	B 07/03/25	アメリカ	国債証券	—	2025/07/03	1,200,000	14,251.77	171,021,285	14,329.79	171,957,547	10.42
2	B 07/31/25	アメリカ	国債証券	—	2025/07/31	1,200,000	14,244.61	170,935,411	14,282.56	171,390,746	10.38
3	B 06/12/25	アメリカ	国債証券	—	2025/06/12	1,100,000	14,240.69	156,647,631	14,365.03	158,015,423	9.57
4	B 06/26/25	アメリカ	国債証券	—	2025/06/26	1,100,000	14,245.16	156,696,773	14,341.50	157,756,530	9.56
5	B 07/22/25	アメリカ	国債証券	—	2025/07/22	1,100,000	14,245.19	156,697,147	14,297.72	157,274,947	9.53
6	B 06/20/25	アメリカ	国債証券	—	2025/06/20	1,000,000	14,241.68	142,416,846	14,351.45	143,514,553	8.69
7	B 08/07/25	アメリカ	国債証券	—	2025/08/07	1,000,000	14,240.46	142,404,678	14,270.57	142,705,779	8.65
8	B 08/28/25	アメリカ	国債証券	—	2025/08/28	1,000,000	14,239.94	142,399,463	14,234.64	142,346,416	8.62
9	B 06/05/25	アメリカ	国債証券	—	2025/06/05	900,000	14,240.38	128,163,428	14,376.84	129,391,585	7.84
10	B 07/15/25	アメリカ	国債証券	—	2025/07/15	800,000	14,246.76	113,974,101	14,309.73	114,477,852	6.93
11	B 08/19/25	アメリカ	国債証券	—	2025/08/19	800,000	14,245.41	113,963,358	14,250.03	114,000,314	6.91

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	UKTI 0 1/8 03/22/39	イギリス	国債証券	0.125	2039/03/22	100,000	16,628.31	21,803,754	15,282.90	20,353,464	9.69
2	TII 0 3/4 07/15/28	アメリカ	国債証券	0.750	2028/07/15	100,000	13,847.48	17,379,382	14,151.35	18,025,145	8.58
3	TII 0 1/4 07/15/29	アメリカ	国債証券	0.250	2029/07/15	100,000	13,345.38	16,436,363	13,720.82	17,150,339	8.16
4	TII 0 1/8 01/15/31	アメリカ	国債証券	0.125	2031/01/15	100,000	12,886.43	15,599,287	13,196.88	16,208,938	7.71
5	TII 0 1/8 01/15/32	アメリカ	国債証券	0.125	2032/01/15	100,000	12,577.11	14,292,873	12,885.11	14,861,818	7.07
6	TII 0 5/8 07/15/32	アメリカ	国債証券	0.625	2032/07/15	100,000	12,987.14	14,080,791	13,261.51	14,593,503	6.94
7	FRTR 3.4 07/25/29	フランス	国債証券	3.400	2029/07/25	50,000	18,220.06	13,616,489	18,138.26	13,539,757	6.44
8	UKTI 0 1/8 08/10/31	イギリス	国債証券	0.125	2031/08/10	50,000	18,751.99	12,433,131	18,643.28	12,546,462	5.97
9	UKTI 0 1/4 03/22/52	イギリス	国債証券	0.250	2052/03/22	50,000	13,594.22	10,933,152	11,520.20	9,403,997	4.47
10	FRTR 0.1 03/01/32	フランス	国債証券	0.100	2032/03/01	50,000	15,323.23	8,785,271	15,378.88	8,807,024	4.19
11	BTPS 0.1 05/15/33	イタリア	国債証券	0.100	2033/05/15	50,000	14,484.12	8,474,442	14,686.48	8,676,699	4.13
12	FRTR 0.1 07/25/38	フランス	国債証券	0.100	2038/07/25	50,000	14,199.51	8,375,935	13,744.45	8,186,680	3.89
13	TII 1 3/8 02/15/44	アメリカ	国債証券	1.375	2044/02/15	50,000	12,346.92	8,344,359	11,876.66	8,146,681	3.87
14	UKTI 0 5/8 03/22/45	イギリス	国債証券	0.625	2045/03/22	50,000	16,245.90	8,689,770	14,465.82	7,853,639	3.73
15	TII 1 3/4 01/15/34	アメリカ	国債証券	1.750	2034/01/15	50,000	14,195.65	7,283,096	14,089.98	7,327,776	3.48
16	DBRI 0.1 04/15/33	ドイツ	国債証券	0.100	2033/04/15	20,000	15,936.62	3,847,769	15,692.31	3,825,786	1.82
17	CANRRB 2 12/01/41	カナダ	国債証券	2.000	2041/12/01	20,000	10,913.83	3,164,331	11,182.36	3,286,808	1.56

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	アメリカ	投資信託受益証券	10,800	7,406.4275	79,989,418	9,447.9428	102,037,783	97.00

東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	301	30,698.63	9,240,288	29,640.09	8,921,669	8.56
2	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	775	10,164.96	7,877,849	10,068.02	7,802,717	7.49
3	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	アメリカ	投資証券	1,125	5,227.36	5,880,791	5,395.12	6,069,515	5.82
4	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	1,238	4,798.30	5,940,305	4,819.64	5,966,720	5.72
5	ESSEX PROPERTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	143	41,608.63	5,950,035	40,582.84	5,803,347	5.57
6	UDR INC	アメリカ	投資証券	840	6,298.43	5,290,688	5,944.70	4,993,555	4.79
7	アドバンス・レジデンス投資法人	日本	投資証券	33	148,800.00	4,910,400	148,100.00	4,887,300	4.69
8	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	274	17,833.40	4,886,353	17,611.12	4,825,448	4.63
9	CAMDEN PROPERTY TRUST	アメリカ	投資証券	284	17,115.53	4,860,813	16,819.84	4,776,835	4.58
10	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	207	22,504.14	4,658,358	22,407.74	4,638,404	4.45
11	CENTERSPACE	アメリカ	投資証券	488	9,969.06	4,864,902	9,068.12	4,425,245	4.24
12	APARTMENT INVT & MGMT CO -A	アメリカ	投資証券	3,615	1,162.05	4,200,822	1,149.52	4,155,519	3.98
13	大和証券リビング投資法人	日本	投資証券	41	90,739.43	3,720,317	94,100.00	3,858,100	3.70
14	サムティ・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	41	91,338.12	3,744,863	92,100.00	3,776,100	3.62
15	INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	アメリカ	投資証券	1,395	2,938.00	4,098,523	2,652.96	3,700,883	3.55
16	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	31	117,436.82	3,640,541	114,900.00	3,561,900	3.41
17	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	352	10,316.91	3,631,555	9,056.61	3,187,929	3.06
18	ELME COMMUNITIES	アメリカ	投資証券	1,303	2,294.72	2,990,028	2,303.35	3,001,276	2.88
19	コンフォリア・レジデンシャル投資法人	日本	投資証券	10	293,000.00	2,930,000	283,500.00	2,835,000	2.72
20	UMH PROPERTIES INC	アメリカ	投資証券	1,040	2,811.21	2,923,668	2,419.89	2,516,689	2.41
21	NEXPOINT RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	467	6,257.22	2,922,124	4,928.98	2,301,836	2.20
22	BRT APARTMENTS CORP	アメリカ	投資証券	945	2,645.94	2,500,417	2,291.84	2,165,797	2.07
23	スターツプロシード投資法人	日本	投資証券	10	172,147.25	1,721,472	173,700.00	1,737,000	1.66

TMA物価連動国債マザーファンド

順位	銘柄名	地域	種類	利率	償還期限	額面	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	第22回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.100	2027/03/10	2,535,000,000	103.50	2,941,380,153	103.95	2,969,293,652	17.99
2	第23回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.100	2028/03/10	2,495,000,000	104.16	2,887,616,515	103.70	2,889,358,151	17.51
3	第24回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.100	2029/03/10	2,425,000,000	104.20	2,788,028,742	103.60	2,786,216,067	16.89
4	第28回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.005	2033/03/10	1,455,000,000	103.34	1,581,100,788	103.00	1,583,923,185	9.60
5	第27回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.005	2032/03/10	1,380,000,000	104.39	1,576,887,201	104.30	1,583,605,047	9.59
6	第29回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.005	2034/03/10	1,450,000,000	102.38	1,527,476,634	101.90	1,527,860,575	9.26
7	第26回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.005	2031/03/10	1,165,000,000	105.77	1,363,695,073	106.85	1,384,618,716	8.39
8	第25回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.200	2030/03/10	1,165,000,000	108.07	1,378,279,062	107.80	1,381,896,554	8.37
9	第30回利付国債（物価連動・10年）	日本	国債証券	0.005	2035/03/10	360,000,000	100.83	364,635,826	100.85	364,461,411	2.20

b. 投資有価証券の種類

東京海上・米国短期国債マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	97.15
合 計	97.15

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	91.78
合 計	91.78

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	97.00
合 計	97.00

東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）

種類	投資比率(%)
投資証券	95.91
合 計	95.91

TMA物価連動国債マザーファンド

種類	投資比率(%)
国債証券	99.84
合 計	99.84

②投資不動産物件

東京海上・米国短期国債マザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド

該当事項はありません。

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

TMA物価連動国債マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
東京海上・米国短期国債マザーファンド
該当事項はありません。

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド
該当事項はありません。

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）
該当事項はありません。

TMA物価連動国債マザーファンド
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1特定期間末	(2023年 5月15日)	620	620	1.0148	1.0148
第2特定期間末	(2023年11月15日)	667	667	1.0207	1.0207
第3特定期間末	(2024年 5月15日)	669	669	1.0782	1.0782
第4特定期間末	(2024年11月15日)	407	407	1.0990	1.0990
第5特定期間末	(2025年 5月15日)	125	126	1.0931	1.1011
2024年 5月末日		662	—	1.0666	—
6月末日		671	—	1.0803	—
7月末日		669	—	1.0783	—
8月末日		668	—	1.0762	—
9月末日		671	—	1.0819	—
10月末日		409	—	1.1050	—
11月末日		132	—	1.0963	—
12月末日		131	—	1.0950	—
2025年 1月末日		124	—	1.0956	—
2月末日		124	—	1.0934	—
3月末日		126	—	1.1039	—
4月末日		125	—	1.0977	—
5月末日		128	—	1.0999	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間中の分配金累計額を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2022年11月17日～2023年 5月15日	0.0000
第2特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	0.0000
第3特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	0.0000
第4特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	0.0000
第5特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	0.0080

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）（分配付）
第1特定期間	2022年11月17日～2023年 5月15日	1.5
第2特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	0.6
第3特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	5.6
第4特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	1.9
第5特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	0.2

(注)収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付）から、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落。以下、「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除した数値に100を乗じた数値です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	2022年11月17日～2023年 5月15日	614,221,310	2,797,431	611,423,879
第2特定期間	2023年 5月16日～2023年11月15日	70,093,736	27,747,623	653,769,992
第3特定期間	2023年11月16日～2024年 5月15日	11,499,104	43,967,903	621,301,193
第4特定期間	2024年 5月16日～2024年11月15日	791,301	251,577,156	370,515,338
第5特定期間	2024年11月16日～2025年 5月15日	1,602,924	257,242,521	114,875,741

<参考情報>

基準日: 2025年5月30日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2022年11月17日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)			
決算期	分配金	決算期	分配金
2024/06	0円	2025/01	0円
2024/07	0円	2025/02	20円
2024/08	0円	2025/03	20円
2024/09	0円	2025/04	20円
2024/10	0円	2025/05	20円
2024/11	0円	設定来累計	80円
2024/12	0円		

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

各投資信託証券の組入比率、騰落率

投資信託証券	基本投資比率	比率	差	騰落率				
				1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年
東京海上・米国短期国債マザーファンド	20.0%*	20.1%	+0.1%	+1.25%	-2.86%	-2.48%	-3.75%	—
東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	20.0%*	20.0%	-0.0%	+0.39%	-0.66%	-2.17%	-4.33%	—
TMA物価連動国債マザーファンド	20.0%	20.1%	+0.1%	+0.81%	+0.53%	+1.18%	+1.97%	+6.29%
世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定)	20.0%	18.9%	-1.1%	+0.12%	+5.22%	+3.66%	+14.01%	—
東京海上・日米住宅REITマザーファンド (為替ヘッジあり)	10.0%	9.9%	-0.1%	+0.34%	-3.06%	-5.78%	+2.22%	—
東京海上・ゴールドマザーファンド (為替ヘッジあり)	10.0%	10.0%	+0.0%	-0.71%	+13.24%	+21.59%	+32.54%	—
短期金融資産等	—	1.0%	+1.0%					

※各投資比率は20%を基本としますが、金利動向等により、各10%~30%、合計40%の範囲内で比率を変更します。
※比率は純資産総額に占める割合です。
※短期金融資産には未払金等が含まれるため、組入比率がマイナスとなる場合があります。

次ページへ続く

・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準日: 2025年5月30日

● 各投資信託証券の組入上位銘柄

※比率は、各投資信託証券の純資産総額に占める割合です。

東京海上・米国短期国債マザーファンド 組入銘柄数: 11銘柄

	銘柄	償還日	比率
1	米国短期国債	2025/07/03	10.42%
2	米国短期国債	2025/07/31	10.39%
3	米国短期国債	2025/06/12	9.58%

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド 組入銘柄数: 17銘柄

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	アメリカ物価連動国債	2039/03/22	0.125%	9.69%
2	アメリカ物価連動国債	2028/07/15	0.750%	8.58%
3	アメリカ物価連動国債	2029/07/15	0.250%	8.17%

TMA物価連動国債マザーファンド 組入銘柄数: 9銘柄

	銘柄	償還日	クーポン	比率
1	第22回利付国債(物価連動・10年)	2027/03/10	0.1%	18.00%
2	第23回利付国債(物価連動・10年)	2028/03/10	0.1%	17.52%
3	第24回利付国債(物価連動・10年)	2029/03/10	0.1%	16.89%

世界モノポリー戦略株式ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定) 組入銘柄数: 92銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	フェロビアル	スペイン	有料道路	3.1%
2	空港・航空管制公団(AENA)	スペイン	空港	3.1%
3	パンシ	フランス	有料道路	3.1%

※「アンカーMFG世界モノポリー戦略株式マザーファンド」の資産の状況を記載しています。

※業種は、マゼラン社による分類です。

※ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社の提供するデータを基に作成しています。

東京海上・日米住宅REITマザーファンド(為替ヘッジあり) 組入銘柄数: 23銘柄

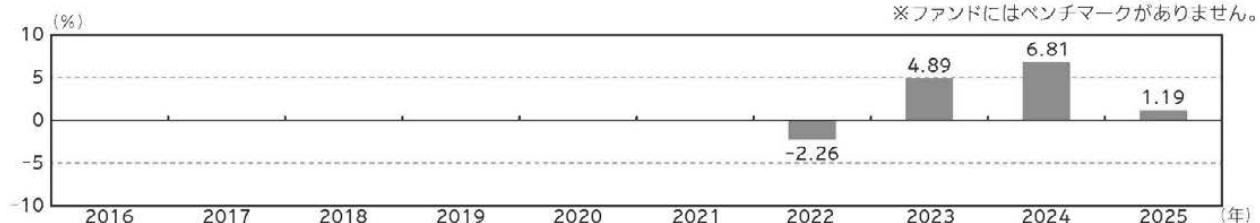
	銘柄	国	比率
1	AVALONBAY COMMUNITIES INC	アメリカ	8.56%
2	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	7.49%
3	AMERICAN HOMES 4 RENT- A	アメリカ	5.83%

東京海上・ゴールドマザーファンド(為替ヘッジあり) 組入銘柄数: 1銘柄

	銘柄	国	比率
1	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	アメリカ	97.01%
2			
3			

年間収益率の推移

※ファンドにはベンチマークがありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものと計算しており、設定日以降を表示しています。

※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日が以下に該当する日には、取得のお申込みの受付を行いません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日

- b. 申込方法には、収益分配金の受取方法によって、以下の2種類のコースがあります。

分配金受取りコース	分配金を受け取るコースです。
分配金再投資コース	分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコースです。

- c. 販売会社やお申込みのコース等によって申込単位は異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、分配金再投資コースにおける収益分配金の再投資に際しては、1口単位で取得することができます。

- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。

●委託会社サービスデスク

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（営業日の9時～17時）

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- f. 申込手数料は、前記「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご覧ください。

- g. 上記にかかわらず、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます（本書において、同じ。）。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- i. 定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間で定時定額購入サービスに関する取り決めを行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日が以下に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
 - ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ ロンドン証券取引所の休業日
- d. 解約単位は、販売会社やお申込みのコース等によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後 3 時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取り扱いします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して 7 営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権 1 口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象資産の評価方法＞

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

原則として、2022年11月17日から2032年11月15日までとします。ただし、後記「(5)その他 ①信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（※）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（※）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」が存続しないこととなる場合には、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. 委託会社は、上記a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- d. 上記c. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下d. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものと

みなします。

- e. 上記c. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- f. 上記c. からe. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c. からe. までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h. 上記g. の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「②信託約款の変更」b. の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- i. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- j. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a. の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

④ 運用報告書

5月・11月の決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

⑤ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (<https://www.tokiomarineam.co.jp/>) に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

① 収益分配金の請求権

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、お支払いします。ただし、受益者が収益分配金について、上記に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。なお、分配金再投資コースの収益分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金の請求権

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで）から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

④ 買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当特定期間(2024年11月16日から2025年5月15日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年7月25日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 奈良 将太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）の2024年11月16日から2025年5月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）の2025年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ

適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）

(1)【貸借対照表】

		前期 [2024年11月15日現在]	当期 [2025年 5月15日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		4, 144, 998	1, 352, 178
投資信託受益証券		76, 486, 850	23, 258, 959
親投資信託受益証券		326, 619, 167	101, 030, 595
未収入金		280, 108	268, 687
未収利息		24	17
流動資産合計		407, 531, 147	125, 910, 436
資産合計		407, 531, 147	125, 910, 436
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		—	229, 751
未払解約金		—	1, 283
未払受託者報酬		11, 418	3, 418
未払委託者報酬		334, 925	100, 281
その他未払費用		3, 791	1, 124
流動負債合計		350, 134	335, 857
負債合計		350, 134	335, 857
純資産の部			
元本等			
元本	※1	370, 515, 338	114, 875, 741
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		36, 665, 675	10, 698, 838
（分配準備積立金）		35, 869, 098	10, 574, 940
元本等合計		407, 181, 013	125, 574, 579
純資産合計		407, 181, 013	125, 574, 579
負債純資産合計		407, 531, 147	125, 910, 436

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		前期 自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	当期 自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
営業収益			
受取配当金		522, 230	95, 635
受取利息		5, 485	3, 862
有価証券売買等損益		11, 161, 100	1, 790, 743
営業収益合計		11, 688, 815	1, 890, 240
営業費用			
受託者報酬		100, 659	23, 630
委託者報酬		2, 952, 704	693, 078
その他費用		33, 468	7, 775
営業費用合計		3, 086, 831	724, 483
営業利益又は営業損失 (△)		8, 601, 984	1, 165, 757
経常利益又は経常損失 (△)		8, 601, 984	1, 165, 757
当期純利益又は当期純損失 (△)		8, 601, 984	1, 165, 757
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額 (△)		817, 561	984, 165
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		48, 601, 733	36, 665, 675
剰余金増加額又は欠損金減少額		62, 701	143, 494
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額		62, 701	143, 494
剰余金減少額又は欠損金増加額		19, 783, 182	25, 376, 668
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		19, 783, 182	25, 376, 668
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額		—	—
分配金	※1	—	915, 255
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		36, 665, 675	10, 698, 838

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当期 自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資 信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

前期 自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	当期 自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 [2024年11月15日現在]	当期 [2025年 5月15日現在]
1. ※1 期首元本額	621,301,193円	370,515,338円
期中追加設定元本額	791,301円	1,602,924円
期中一部解約元本額	251,577,156円	257,242,521円
2. ※1 特定期間末日における受益権の総数	370,515,338口	114,875,741口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	当期 自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
※1 分配金の計算過程 (2024年5月16日から2024年6月17日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(173,627円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,766,541円)及び分配準備積立金(47,324,217円)より、分配対象額は49,264,385円(1万口当たり792.66円)ですが、分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 (2024年11月16日から2024年12月16日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(363,659円)及び分配準備積立金(11,646,744円)より、分配対象額は12,010,403円(1万口当たり997.27円)ですが、分配を行っておりません。
(2024年6月18日から2024年7月16日までの分配金計算期間)	(2024年12月17日から2025年1月15日までの分配金計算期間)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (1,164,868円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(5,346,631円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,771,363円)及び分配準備積立金(47,459,759円)より、分配対象額は55,742,621円(1万口当たり897.51円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(125,852円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(365,355円)及び分配準備積立金(11,507,808円)より、分配対象額は11,999,015円(1万口当たり1,007.84円)ですが、分配を行っておりません。
(2024年7月17日から2024年8月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(300,796円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,786,087円)及び分配準備積立金(53,970,673円)より、分配対象額は56,057,556円(1万口当たり902.36円)ですが、分配を行っておりません。	(2025年1月16日から2025年2月17日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(143,860円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(357,606円)及び分配準備積立金(11,126,920円)より、分配対象額は11,628,386円(1万口当たり1,020.48円)であり、うち227,898円(1万口当たり20円)を分配金額としております。
(2024年8月16日から2024年9月17日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(670,803円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,790,426円)及び分配準備積立金(54,211,983円)より、分配対象額は56,673,212円(1万口当たり913.16円)ですが、分配を行っておりません。	(2025年2月18日から2025年3月17日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(32,148円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(392,763円)及び分配準備積立金(11,042,441円)より、分配対象額は11,467,352円(1万口当たり1,003.30円)であり、うち228,589円(1万口当たり20円)を分配金額としております。
(2024年9月18日から2024年10月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(788,577円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(324,857円)、投資信託約款に規定される収益調整金(1,074,435円)及び分配準備積立金(32,763,625円)より、分配対象額は34,951,494円(1万口当たり943.23円)ですが、分配を行っておりません。	(2025年3月18日から2025年4月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(112,647円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(434,808円)及び分配準備積立金(10,825,272円)より、分配対象額は11,372,727円(1万口当たり993.17円)であり、うち229,017円(1万口当たり20円)を分配金額としております。
(2024年10月16日から2024年11月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(402,115円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証	(2025年4月16日から2025年5月15日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(113,231円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証

券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（1,599,745円）、投資信託約款に規定される収益調整金（1,081,924円）及び分配準備積立金（33,867,238円）より、分配対象額は36,951,022円（1万口当たり997.27円）ですが、分配を行っておりません。	券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（488,202円）及び分配準備積立金（10,691,460円）より、分配対象額は11,292,893円（1万口当たり983.04円）であり、うち229,751円（1万口当たり20円）を分配金額としております。
--	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	前期 自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	当期 自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っております。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 [2024年11月15日現在]	当期 [2025年 5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期（自 2024年5月16日 至 2024年11月15日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△1,378,838円
親投資信託受益証券	3,683,467円
合計	2,304,629円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

当期（自 2024年11月16日 至 2025年5月15日）

売買目的有価証券

種 類	最終計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	141,960円
親投資信託受益証券	1,449,638円
合計	1,591,598円

(注)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(1口当たり情報に関する注記)

前期 [2024年11月15日現在]		当期 [2025年 5月15日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0990円 10,990円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0931円 10,931円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	22,533,385	23,258,959	
投資信託受益証券 合計		22,533,385	23,258,959	
親投資信託 受益証券	TMA物価連動国債マザーファンド	19,413,920	25,327,400	
	東京海上・米国短期国債マザーファンド	21,997,526	25,820,696	
	東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	23,337,375	25,297,714	
	東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）	7,944,112	12,164,024	
	東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）	12,494,479	12,420,761	
親投資信託受益証券 合計		85,187,412	101,030,595	
合計		107,720,797	124,289,554	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(ご参考)

当ファンドは、「東京海上・米国短期国債マザーファンド」、「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」、「東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」、「東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）」、「TMA物価連動国債マザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。
なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「東京海上・米国短期国債マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		250,057,585	49,840,185
コール・ローン		23,332,588	3,379,901
国債証券		1,560,043,865	1,629,637,193
派生商品評価勘定		—	103,220
未収利息		138	43
流動資産合計		1,833,434,176	1,682,960,542
資産合計		1,833,434,176	1,682,960,542
負債の部			
流動負債			
未払解約金		15,814,705	5,440,530
流動負債合計		15,814,705	5,440,530
負債合計		15,814,705	5,440,530
純資産の部			
元本等			
元本	※1	1,474,943,253	1,429,119,675
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		342,676,218	248,400,337
元本等合計		1,817,619,471	1,677,520,012
純資産合計		1,817,619,471	1,677,520,012
負債純資産合計		1,833,434,176	1,682,960,542

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,730,857,409円	1,474,943,253円
同期中における追加設定元本額	702,460,549円	525,463,380円
同期中における一部解約元本額	958,374,705円	571,286,958円
同期末における元本額	1,474,943,253円	1,429,119,675円
元本の内訳*		
東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）	68,104,526円	21,997,526円
東京海上・物価対応バランスファンド（年1回決算型）	204,668,322円	159,869,382円
東京海上・米国短期国債ファンド（毎月決算型）	181,962,020円	212,779,093円
東京海上・米国短期国債ファンド（年1回決算型）	96,860,074円	89,688,095円
米国短期国債（適格機関投資家専用）	923,348,311円	944,785,579円
計	1,474,943,253円	1,429,119,675円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	1,474,943,253口	1,429,119,675口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に	同左

	に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	
--	---	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記) に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2024年5月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	203,244円
合 計	203,244円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年11月16日から2024年11月15日まで)を指しております。

(自 2024年11月16日 至 2025年5月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△82,904円
合 計	△82,904円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月16日から2025年5月15日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2024年11月15日現在)

該当事項はありません。

(2025年5月15日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち 1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	14,729,600	—	14,626,380	103,220
	米ドル	14,729,600	—	14,626,380	103,220
合 計		14,729,600	—	14,626,380	103,220

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年11月15日現在]		[2025年 5月15日現在]	
1口当たり純資産額	1. 2323円	1口当たり純資産額	1. 1738円
(1万口当たり純資産額	12, 323円)	(1万口当たり純資産額	11, 738円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	米ドル			米ドル	
		B 05/20/25	900,000.00	899,470.62	
		B 05/27/25	900,000.00	898,728.00	
		B 06/05/25	900,000.00	897,776.62	
		B 06/12/25	1,100,000.00	1,096,385.27	
		B 06/20/25	1,000,000.00	995,770.00	
		B 06/26/25	1,100,000.00	1,094,555.78	
		B 07/03/25	1,200,000.00	1,193,105.29	
		B 07/15/25	800,000.00	794,296.49	
		B 07/22/25	1,100,000.00	1,091,219.65	
		B 07/31/25	1,200,000.00	1,189,165.46	
		B 08/07/25	1,000,000.00	990,060.00	
	米ドル小計		11,200,000.00	11,140,533.18 (1,629,637,193)	
		銘柄数	11		
		比 率	97.1%	100.0%	
国債証券合計				円 1,629,637,193 (1,629,637,193)	
合 計				円 1,629,637,193 (1,629,637,193)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		4,554,403	1,583,133
コール・ローン		4,284,586	15,185,360
国債証券		1,012,638,991	193,082,915
未収利息		2,212,998	586,017
前払費用		44,820	—
流動資産合計		1,023,735,798	210,437,425
資産合計		1,023,735,798	210,437,425
負債の部			
流動負債			
未払解約金		13,328,131	1,321,439
流動負債合計		13,328,131	1,321,439
負債合計		13,328,131	1,321,439
純資産の部			
元本等			
元本	※1	885,329,575	192,914,097
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		125,078,092	16,201,889
元本等合計		1,010,407,667	209,115,986
純資産合計		1,010,407,667	209,115,986
負債純資産合計		1,023,735,798	210,437,425

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、

	受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1, 007, 278, 639円	885, 329, 575円
同期中における追加設定元本額	39, 951, 566円	33, 440, 876円
同期中における一部解約元本額	161, 900, 630円	725, 856, 354円
同期末における元本額	885, 329, 575円	192, 914, 097円
元本の内訳＊		
東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）	72, 043, 880円	23, 337, 375円
東京海上・物価対応バランスファンド（年1回決算型）	216, 357, 952円	169, 576, 722円
東京海上・グローバル物価連動国債ファンド＜適格機関投資家限定＞	596, 927, 743円	—円
計	885, 329, 575円	192, 914, 097円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	885, 329, 575口	192, 914, 097口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2024年5月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	22,537,746円
合計	22,537,746円

(注1) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年11月16日から2024年11月15日まで)を指しております。

(自 2024年11月16日 至 2025年5月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△2,080,890円
合計	△2,080,890円

(注1) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月16日から2025年5月15日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(2024年11月15日現在)

該当事項はありません。

(2025年5月15日現在)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年11月15日現在]		[2025年 5月15日現在]	
1口当たり純資産額	1.1413円	1口当たり純資産額	1.0840円
(1万口当たり純資産額	11,413円)	(1万口当たり純資産額	10,840円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	米ドル	TII 0 1/4 07/15/29	100,000.00	118,589.90	
		TII 0 1/8 01/15/31	100,000.00	111,870.30	
		TII 0 1/8 01/15/32	100,000.00	102,592.86	
		TII 0 3/4 07/15/28	100,000.00	124,757.50	
		TII 0 5/8 07/15/32	100,000.00	100,687.59	
		TII 1 3/4 01/15/34	50,000.00	50,629.98	
		TII 1 3/8 02/15/44	50,000.00	56,614.73	
	米ドル小計		600,000.00	665,742.86 (97,384,865)	
	加ドル	銘柄数	7		
		比 率	46.6%	50.4%	
		CANRRB 2 12/01/41	20,000.00	31,159.20	

加ドル小計		20,000.00	31,159.20 (3,262,368)	
	銘柄数	1		
	比 率	1.6%	1.7%	
ユーロ			ユーロ	
	BTPS 0.1 05/15/33	50,000.00	52,449.00	
	DBRI 0.1 04/15/33	20,000.00	23,221.71	
	FRTR 0.1 03/01/32	50,000.00	53,360.98	
	FRTR 0.1 07/25/38	50,000.00	49,340.20	
	FRTR 3.4 07/25/29	50,000.00	82,523.54	
ユーロ小計		220,000.00	260,895.43 (42,700,755)	
	銘柄数	5		
	比 率	20.4%	22.1%	
英ポンド			英ポンド	
	UKTI 0 1/4 03/22/52	50,000.00	47,596.58	
	UKTI 0 1/8 03/22/39	100,000.00	104,232.04	
	UKTI 0 1/8 08/10/31	50,000.00	64,336.72	
	UKTI 0 5/8 03/22/45	50,000.00	39,975.81	
英ポンド小計		250,000.00	256,141.15 (49,734,927)	
	銘柄数	4		
	比 率	23.8%	25.8%	
国債証券合計			円 193,082,915 (193,082,915)	
合 計			円 193,082,915 (193,082,915)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		3,982	219,087
コール・ローン		16,343,477	1,684,111
投資信託受益証券		149,935,903	99,528,912
未収入金		—	131,146
未収利息		97	21
流動資産合計		166,283,459	101,563,277
資産合計		166,283,459	101,563,277
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,130,138	288,640
未払金		7,979,842	11,344
未払解約金		6,216,644	660,718
流動負債合計		15,326,624	960,702
負債合計		15,326,624	960,702
純資産の部			
元本等			
元本	※1	118,298,874	65,702,825
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		32,657,961	34,899,750
元本等合計		150,956,835	100,602,575
純資産合計		150,956,835	100,602,575
負債純資産合計		166,283,459	101,563,277

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	194,947,659円	118,298,874円
同期中における追加設定元本額	8,404,410円	12,766,519円
同期中における一部解約元本額	85,053,195円	65,362,568円
同期末における元本額	118,298,874円	65,702,825円
元本の内訳＊		
東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）	29,625,405円	7,944,112円
東京海上・物価対応バランスファンド（年1回決算型）	88,673,469円	57,758,713円
計	118,298,874円	65,702,825円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	118,298,874口	65,702,825口

（注）＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2024年5月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	31,962,737円
合計	31,962,737円

(注1) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年11月16日から2024年11月15日まで)を指しております。

(自 2024年11月16日 至 2025年5月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	18,199,572円
合 計	18,199,572円

(注1) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月16日から2025年5月15日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2024年11月15日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等	うち	時 価	評価損益
			1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	148,581,400	—	149,711,538	△1,130,138
	米ドル	148,581,400	—	149,711,538	△1,130,138
合 計		148,581,400	—	149,711,538	△1,130,138

(2025年5月15日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等	うち	時 価	評価損益
			1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	99,057,048	—	99,345,688	△288,640
	米ドル	99,057,048	—	99,345,688	△288,640
合 計		99,057,048	—	99,345,688	△288,640

(注)1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年11月15日現在]		[2025年 5月15日現在]	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2761円 12,761円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5312円 15,312円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資信託 受益証券	米ドル	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	10,800	米ドル 680,400.00	
		米ドル小計	10,800	680,400.00 (99,528,912)	
		銘柄数	1		
		比 率	98.9%	100.0%	
投資信託受益証券合計				円 99,528,912 (99,528,912)	
合 計				円 99,528,912 (99,528,912)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

「東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,305,563	152,969
コール・ローン		10,028,902	4,804,908
投資証券		161,706,049	100,220,232
未収入金		3,757,312	1,097,416
未収配当金		384,960	357,131
未収利息		59	61
流動資産合計		177,182,845	106,632,717
資産合計		177,182,845	106,632,717
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		5,077,515	2,435
未払金		283,302	3,278,184
未払解約金		6,216,644	660,718
流動負債合計		11,577,461	3,941,337
負債合計		11,577,461	3,941,337
純資産の部			
元本等			
元本	※1	158,926,852	103,300,853
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※2	6,678,532	△609,473
元本等合計		165,605,384	102,691,380
純資産合計		165,605,384	102,691,380
負債純資産合計		177,182,845	106,632,717

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	231,387,379円	158,926,852円
同期中における追加設定元本額	25,911,799円	21,576,673円
同期中における一部解約元本額	98,372,326円	77,202,672円
同期末における元本額	158,926,852円	103,300,853円
元本の内訳＊		
東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）	39,679,872円	12,494,479円
東京海上・物価対応バランスファンド（年1回決算型）	119,246,980円	90,806,374円
計	158,926,852円	103,300,853円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	158,926,852口	103,300,853口

3. ※2 元本の欠損	—	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は609,473円であります。
-------------	---	--------------------------------------

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には、為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

(自 2024年5月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	12,910,098円
合計	12,910,098円

(注1) 時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2023年11月16日から2024年11月15日まで)を指しております。

(自 2024年11月16日 至 2025年5月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△4,550,508円
合 計	△4,550,508円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年11月16日から2025年5月15日まで)を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(2024年11月15日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等	うち	時 価	評価損益
			1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	111,282,713	—	116,360,228	△5,077,515
	米ドル	111,282,713	—	116,360,228	△5,077,515
合 計		111,282,713	—	116,360,228	△5,077,515

(2025年5月15日現在)

(単位：円)

区 分	種 類	契約額等	うち	時 価	評価損益
			1 年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	79,351,586	—	79,354,021	△2,435
	米ドル	79,351,586	—	79,354,021	△2,435
合 計		79,351,586	—	79,354,021	△2,435

(注)1. 時価の算定方法

(1)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

・ 同特定期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年11月15日現在]		[2025年 5月15日現在]	
1口当たり純資産額	1.0420円	1口当たり純資産額	0.9941円
(1万口当たり純資産額	10,420円)	(1万口当たり純資産額	9,941円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
投資証券	日本円	日本アコモデーションファンド投資法人	31	3,583,600	
		アドバンス・レジデンス投資法人	33	4,851,000	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人	10	2,798,000	
		サムティ・レジデンシャル投資法人	41	3,817,100	
		スターツプロシード投資法人	10	1,736,000	
		大和証券リビング投資法人	41	3,755,600	
		日本円小計	166	20,541,300	
	米ドル	銘柄数	6		
		比 率	20.0%	20.5%	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	1,125	42,108.75	
		APARTMENT INVT & MGMT CO -A	3,615	28,811.55	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	301	60,681.60	
		BRT APARTMENTS CORP	945	14,127.75	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	284	32,870.16	

	CENTERSPACE	488	28,821.28	
	ELME COMMUNITIES	1,303	20,522.25	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	352	21,971.84	
	EQUITY RESIDENTIAL	775	53,521.50	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	143	39,845.52	
	INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	1,395	25,933.05	
	INVITATION HOMES INC	1,238	41,435.86	
	MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES INC	207	32,776.38	
	NEXPOINT RESIDENTIAL	467	16,592.51	
	SUN COMMUNITIES INC	274	32,501.88	
	UDR INC	840	34,582.80	
	UMH PROPERTIES INC	1,040	17,596.80	
	米ドル小計	14,792	544,701.48 (79,678,932)	
		銘柄数	17	
		比 率	77.6%	79.5%
投資証券合計			円 100,220,232 (79,678,932)	
合 計			円 100,220,232 (79,678,932)	

(注1) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

「TMA物価連動国債マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
区 分	注記 番号	金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		85,950,879	58,497,254
国債証券		14,423,885,336	16,492,668,820
未収入金		46,284,916	10,937,550
未収利息		1,942,932	2,039,669
前払費用		61,399	29,865
流動資産合計		14,558,125,462	16,564,173,158
資産合計		14,558,125,462	16,564,173,158
負債の部			
流動負債			
未払解約金		85,645,098	53,003,770
流動負債合計		85,645,098	53,003,770
負債合計		85,645,098	53,003,770
純資産の部			
元本等			
元本	※1	11,195,826,002	12,656,432,728
剰余金			
剰余金又は欠損金 (△)		3,276,654,362	3,854,736,660
元本等合計		14,472,480,364	16,511,169,388
純資産合計		14,472,480,364	16,511,169,388
負債純資産合計		14,558,125,462	16,564,173,158

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
本書における開示対象ファンドの当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが、本書における開示対象ファンドの翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1. ※1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	13,439,692,839円	11,195,826,002円
同期中における追加設定元本額	2,201,444,591円	4,053,798,433円
同期中における一部解約元本額	4,445,311,428円	2,593,191,707円
同期末における元本額	11,195,826,002円	12,656,432,728円
元本の内訳＊		
東京海上セレクション・物価連動国債	4,587,356,038円	5,026,779,633円
東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）	62,906,224円	19,413,920円
東京海上・物価対応バランスファンド（年1回決算型）	188,861,017円	141,080,547円
TMA物価連動国債ファンド〈適格機関投資家限定〉	4,604,479,947円	5,742,255,268円
年金国内物価連動国債ファンド〈適格機関投資家限定〉	1,703,548,837円	1,701,440,253円
TMA債券バランスファンド〈適格機関投資家限定〉	48,673,939円	25,463,107円
計	11,195,826,002円	12,656,432,728円
2. ※1 本書における開示対象ファンドの特定期間末日における当該親投資信託の受益権の総数	11,195,826,002口	12,656,432,728口

(注) ＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2024年 5月16日 至 2024年11月15日	自 2024年11月16日 至 2025年 5月15日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[2024年11月15日現在]	[2025年 5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

(自 2024年5月16日 至 2024年11月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	68,791,282円
合計	68,791,282円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2024年2月27日から2024年11月15日まで)を指しております。

(自 2024年11月16日 至 2025年5月15日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	37,365,545円
合計	37,365,545円

(注1)時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間(2025年2月27日から2025年5月15日まで)を指しております。

(1口当たり情報に関する注記)

[2024年11月15日現在]		[2025年 5月15日現在]	
1口当たり純資産額	1.2927円	1口当たり純資産額	1.3046円
(1万口当たり純資産額	12,927円)	(1万口当たり純資産額	13,046円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
国債証券	第22回利付国債(物価連動・10年)	2,605,000,000	3,037,248,196	
	第23回利付国債(物価連動・10年)	2,555,000,000	2,943,782,901	
	第24回利付国債(物価連動・10年)	2,485,000,000	2,859,871,196	
	第25回利付国債(物価連動・10年)	1,195,000,000	1,417,644,469	
	第26回利付国債(物価連動・10年)	1,195,000,000	1,409,188,064	

	第 2 7 回利付国債（物価連動・10 年）	1,420,000,000	1,629,040,258	
	第 2 8 回利付国債（物価連動・10 年）	1,485,000,000	1,622,413,761	
	第 2 9 回利付国債（物価連動・10 年）	1,490,000,000	1,573,479,975	
国債証券 合計		14,430,000,000	16,492,668,820	
合計		14,430,000,000	16,492,668,820	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年5月30日 現在

種類	金額
I 資産総額	128,526,171 円
II 負債総額	52,715 円
III 純資産総額（I－II）	128,473,456 円
IV 発行済数量	116,800,943 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0999 円

（ご参考：親投資信託の現況）

東京海上・米国短期国債マザーファンド

2025年5月30日 現在

種類	金額
I 資産総額	1,796,208,694 円
II 負債総額	146,497,933 円
III 純資産総額（I－II）	1,649,710,761 円
IV 発行済数量	1,426,110,658 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.1568 円

東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド

2025年5月30日 現在

種類	金額
I 資産総額	210,089,054 円
II 負債総額	44,371 円
III 純資産総額（I－II）	210,044,683 円
IV 発行済数量	194,015,395 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0826 円

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

2025年5月30日 現在

種類	金額
I 資産総額	105,219,807 円
II 負債総額	33,528 円
III 純資産総額（I－II）	105,186,279 円
IV 発行済数量	66,077,478 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.5919 円

東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）

2025年5月30日 現在

種類	金額
I 資産総額	104,189,189 円
II 負債総額	22,184 円
III 純資産総額（I－II）	104,167,005 円
IV 発行済数量	103,899,906 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.0026 円

TMA物価連動国債マザーファンド

2025年5月30日 現在

種類	金額
I 資産総額	16,898,168,235 円
II 負債総額	402,057,814 円
III 純資産総額（I－II）	16,496,110,421 円
IV 発行済数量	12,624,182,297 口
V 1単位当たり純資産額（III／IV）	1.3067 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。

8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2025年5月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

- ①運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。
- ②運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。
- ③決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。
- ④売買の執行はトレーディング部が行います。
- ⑤運用部門とは独立した運用リスク管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、運用リスク管理部門担当役員を委員長としリスク管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。
- ⑥運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2025年5月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	173	2,678,451
単位型公社債投資信託	1	2,700
単位型株式投資信託	20	91,317
合計	194	2,772,470

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月5日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 井 章 悟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奈 良 将 太 朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	20,242,052	1,643,002
前払費用	523,560	504,626
関係会社短期貸付金	-	* 1 19,384,558
未収委託者報酬	3,523,505	3,544,046
未収収益	4,088,251	3,929,834
未収入金	-	12,841
その他の流動資産	26,495	34,763
流動資産計	28,403,865	29,053,672
固定資産		
有形固定資産	* 2 631,543	* 2 646,419
建物	434,854	387,569
器具備品	196,689	167,868
リース資産	-	90,981
無形固定資産	397,761	614,848
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア	372,797	410,834
ソフトウェア仮勘定	21,168	200,219
投資その他の資産	3,566,905	3,375,118
投資有価証券	49,108	45,279
関係会社株式	1,668,529	1,641,087
その他の関係会社有価証券	80,000	80,000
長期前払費用	16,227	85,968
敷金	474,324	474,324
その他長期差入保証金	21,230	21,230
繰延税金資産	1,257,485	1,027,229
固定資産計	4,596,210	4,636,386
資産合計	33,000,075	33,690,058
負債の部		
流動負債		
未払金	4,260,390	4,569,098
未払手数料	1,583,647	1,597,903
その他未払金	2,676,743	2,971,194
未払費用	321,531	419,084
未払消費税等	420,603	176,930
未払法人税等	1,391,000	679,000
預り金	72,829	55,624
前受収益	2,583	2,517
賞与引当金	296,807	430,032
リース債務	-	18,913
その他の流動負債	24	1
流動負債計	6,765,771	6,351,202
固定負債		
長期未払金	-	7,284
退職給付引当金	927,210	929,235
リース債務	-	70,555
固定負債計	927,210	1,007,074

負債合計	7,692,982	7,358,277
純資産の部		
株主資本	25,296,494	26,322,588
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	22,896,494	23,922,588
利益準備金	500,000	500,000
その他利益剰余金	22,396,494	23,422,588
繰越利益剰余金	22,396,494	23,422,588
評価・換算差額等	10,599	9,192
その他有価証券評価差額金	10,599	9,192
純資産合計	25,307,093	26,331,781
負債・純資産合計	33,000,075	33,690,058

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,958,564	15,942,593
運用受託報酬	13,291,669	13,704,198
投資助言報酬	107,390	119,640
その他営業収益	678,515	698,269
営業収益計	31,036,140	30,464,702
営業費用		
支払手数料	7,801,482	7,184,184
広告宣伝費	203,242	208,842
調査費	8,650,200	9,117,522
調査費	3,298,847	3,569,637
委託調査費	5,351,353	5,547,885
委託計算費	116,944	130,446
営業雑経費	263,317	266,277
通信費	57,380	59,666
印刷費	157,178	154,034
協会費	24,327	26,294
諸会費	15,737	16,846
図書費	8,693	9,435
営業費用計	17,035,188	16,907,274
一般管理費		
給料	4,075,417	4,011,683
役員報酬	82,371	78,387
給料・手当	3,010,062	3,201,466
賞与	982,983	731,830
交際費	25,693	20,001
寄付金	9,893	1,400
旅費交通費	162,304	191,110
租税公課	246,078	92,032
不動産賃借料	468,091	468,092
退職給付費用	178,404	180,129
賞与引当金繰入	296,807	430,032
固定資産減価償却費	247,247	277,210

法定福利費	686, 198	713, 675
福利厚生費	14, 385	13, 064
諸経費	642, 231	482, 971
一般管理費計	7, 052, 753	6, 881, 403
営業利益	6, 948, 198	6, 676, 024
営業外収益		
受取利息	185	41, 081
受取配当金	1, 238	2, 222
雑益	15, 069	15, 596
営業外収益計	16, 493	58, 900
営業外費用		
支払利息	-	686
為替差損	80, 542	29, 798
雑損	15, 415	4, 633
営業外費用計	95, 958	35, 118
経常利益	6, 868, 734	6, 699, 806
特別利益		
投資有価証券売却益	829	-
関係会社清算益	-	172, 297
その他特別利益	402	-
特別利益計	1, 232	172, 297
特別損失		
固定資産除却損	30, 348	14
関係会社清算損	382	2, 236
特別損失計	30, 731	2, 251
税引前当期純利益	6, 839, 235	6, 869, 851
法人税、住民税及び事業税	2, 410, 514	1, 825, 606
法人税等調整額	△ 305, 632	230, 702
法人税等合計	2, 104, 882	2, 056, 308
当期純利益	4, 734, 352	4, 813, 542

(3) 【株主資本等変動計算書】

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2, 000, 000	400, 000	400, 000	500, 000	22, 310, 382
当期変動額					
剰余金の配当					△ 4, 648, 241
当期純利益					4, 734, 352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	86, 111
当期末残高	2, 000, 000	400, 000	400, 000	500, 000	22, 396, 494

	株主資本	評価・換算差額等	純資産合計
--	------	----------	-------

	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,810,382	25,210,382	5,624	5,624	25,216,006
当期変動額					
剰余金の配当	△ 4,648,241	△ 4,648,241			△ 4,648,241
当期純利益	4,734,352	4,734,352			4,734,352
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			4,974	4,974	4,974
当期変動額合計	86,111	86,111	4,974	4,974	91,086
当期末残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	22,396,494
当期変動額					
剰余金の配当					△ 3,787,448
当期純利益					4,813,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	-	-	1,026,094
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	23,422,588

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	22,896,494	25,296,494	10,599	10,599	25,307,093
当期変動額					
剰余金の配当	△ 3,787,448	△ 3,787,448			△ 3,787,448
当期純利益	4,813,542	4,813,542			4,813,542
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 1,406	△ 1,406	△ 1,406
当期変動額合計	1,026,094	1,026,094	△ 1,406	△ 1,406	1,024,687
当期末残高	23,922,588	26,322,588	9,192	9,192	26,331,781

注記事項

（重要な会計方針）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客への投資運用業及び投資助言・代理業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

投資運用・助言サービスのうち運用資産残高等を基礎として算定される報酬（運用報酬）については、当該サービスに係る履行義務は日々充足されると判断し、運用期間にわたり収益として認識しております。確定した報酬は、月次、年4回、年2回もしくは年1回受け取ります。

(2) 成功報酬

成功報酬は、契約上定められる超過収益の達成等により履行義務を充足し、報酬額及び支払われることが確定した時点で収益として認識しております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

(重要な会計上の見積り)

第39期 2024年3月31日現在	第40期 2025年3月31日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

(未適用の会計基準等)

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日） ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日） ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改定
(1) 概要 企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。 借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。
(2) 適用予定日 2028年3月期の期首から適用します。
(3) 当該会計基準等の適用による影響 「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

第39期 2024年3月31日現在	第40期 2025年3月31日現在
-	* 1. 当社は、グループ全体の資金管理や資金効率の向上をはかることを目的として、キャッシュ・マネジメント・サービス（以下「CMS」）を導入しております。当社は、関係会社と、CMSによる貸出コミットメントを

	定めた金銭消費貸借契約を締結しています。「関係会社短期貸付金」は、これによる貸付金であります。CMSにおける貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメント 30,000,000千円 の総額 貸出実行残高 19,384,558千円 差引額 10,615,441千円 なお、上記金銭消費貸借契約書において、経済情勢、金融情勢の変化、契約当事者の経営状態の変化、その他事由があるときには、貸出コミットメントの金額及び利息の条件について、契約当事者間で同意の上で変更できるものと定められており、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。また、当社の資金が不足している場合には、資金を借り入れる場合があります。
* 2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 245,354千円 器具備品 481,065千円	* 2. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 建物 292,639千円 器具備品 533,641千円 リース資産 8,271千円

(損益計算書関係)

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は9,623千円であります。	関係会社に対する営業外収益のうち、雑益の合計額は営業外収益の総額の100分の10を超えており、その金額は7,222千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	2023年4月1日 現在	増加	減少	2024年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	4,648,241千円
(ロ) 1株当たり配当額	121,364円
(ハ) 基準日	2023年3月31日
(ニ) 効力発生日	2023年6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	98,889円
(ニ) 基準日	2024年3月31日
(ホ) 効力発生日	2024年6月26日

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

（単位：株）

株式の種類	2024年4月1日 現在	増加	減少	2025年3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,787,448千円
(ロ) 1株当たり配当額	98,889円
(ハ) 基準日	2024年3月31日
(ニ) 効力発生日	2024年6月26日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2025年6月26日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	3,850,796千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	100,543円
(ニ) 基準日	2025年3月31日
(ホ) 効力発生日	2025年6月26日

（リース取引関係）

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

- ・有形固定資産 主として、社内システム用ハードウェア（器具備品）であります。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用 することを基本とし、資産の運用に際して	(1) 金融商品に対する取組方針 同左

は、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 ② 市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。 投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。 ③ 流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク 同左 ② 市場リスク 同左 ③ 流動性リスク 同左
--	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

第39期（2024年3月31日現在）

2024年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	49,108	49,108	-
敷金	474,324	472,538	△1,786
資産計	523,432	521,646	△1,786

（注1）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
未収委託者報酬
未収収益

預り金
未払金
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	
子会社株式	1,640,302
関連会社株式	28,227
その他の関係会社有価証券	80,000

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	-	18,872	1,912	1,101
合計	-	18,872	1,912	1,101

第40期（2025年3月31日現在）

2025年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	45,279	45,279	-
敷金	474,324	471,310	△3,013
資産計	519,603	516,589	△3,013
リース債務（注3）	89,468	88,245	△1,222
長期未払金（注4）	9,317	8,824	△492
負債計	98,785	97,070	△1,715

(注1) 以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金
関係会社短期貸付金
未収委託者報酬
未収収益
未収入金
預り金
未払金（1年内返済予定の長期未払金を除く）
未払費用

(注2) 関係会社株式及びその他の関係会社有価証券については、市場価格のない株式等に該当することから、時価を注記しておりません。これらの貸借対照表計上額は、それぞれ以下のとおりです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
--	----------

関係会社株式	
子会社株式	1,641,087
その他の関係会社有価証券	80,000

(注3) リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注4) 長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

(注5) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
関係会社短期貸付金	19,384,558	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期が あるもの	866	8,257	8,534	-
合計	19,385,424	8,257	8,534	-

(注6) リース債務及び長期未払金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務 (注3)	18,913	19,247	19,586	19,932	11,789	-
長期未払金 (注4)	2,032	2,032	2,032	2,032	1,185	-
合計	20,946	21,279	21,619	21,965	12,974	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

第39期（2024年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	-	49,108	-	49,108
資産計	-	49,108	-	49,108

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	-	472, 538	-	472, 538
資産計	-	472, 538	-	472, 538

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

第40期（2025年3月31日現在）

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル 1 の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル 2 の時価 : 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル 3 の時価 : 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	45, 279	-	45, 279
資産計	-	45, 279	-	45, 279

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
敷金	-	471, 310	-	471, 310
資産計	-	471, 310	-	471, 310
リース債務	-	88, 245	-	88, 245
長期未払金	-	8, 824	-	8, 824
負債計	-	97, 070	-	97, 070

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル 2 の時価に分類しております。

敷金

敷金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価については、新規に同様の契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) リース債務については、1年内返済予定のリース債務を含めております。

(注3) 長期未払金については、1年内返済予定の長期未払金を含んでおります。

(有価証券関係)

第39期 2024年3月31日現在				第40期 2025年3月31日現在			
1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券				1. 子会社株式及びその他の関係会社有価証券			
子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式28,227千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。				子会社株式（貸借対照表計上額 1,641,087千円）及びその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 80,000千円）は、市場価格のない株式等に該当することから、記載しておりません。			
2. その他有価証券 (単位：千円)				2. その他有価証券 (単位：千円)			
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
①貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	37,893	20,877	17,015	①貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの証券投資信託	33,551	17,453	16,098
②貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	11,214	12,953	△1,738	②貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの証券投資信託	11,727	14,402	△2,674
合計	49,108	33,831	15,277	合計	45,279	31,855	13,423
3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：千円)				3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当する取引はありません。			
区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額				
株式	-	-	-				
債券	-	-	-				
その他	5,767	829	-				
合計	5,767	829	-				

(収益認識関係)

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	16,958,564	-	16,958,564
運用受託報酬	12,488,818	802,851	13,291,669
投資助言報酬	107,390	-	107,390
その他営業収益	678,515	-	678,515
合計	30,233,289	802,851	31,036,140

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 6,222,195千円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 7,611,757千円

(*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位: 千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	15,928,520	14,072	15,942,593
運用受託報酬	13,578,919	125,279	13,704,198
投資助言報酬	119,640	-	119,640
その他営業収益	698,269	-	698,269
合計	30,325,350	139,352	30,464,702

2. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権等

顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 7,611,757千円

顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 7,473,880千円

(*) なお、当事業年度の期首及び期末において、顧客との契約から生じた契約資産及び契約負債はありません。

(退職給付関係)

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	869,667千円
勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の発生額	29,062千円
退職給付の支払額	△38,184千円
退職給付債務の期末残高	940,999千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	940,999千円
未積立退職給付債務	940,999千円
未認識数理計算上の差異	△13,789千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円
退職給付引当金	927,210千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	927,210千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,630千円
利息費用	6,822千円
数理計算上の差異の費用処理額	△1,778千円
その他	10,687千円
確定給付制度に係る退職給付費用	89,362千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 0.9%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、89,041千円であります。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間

3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	940,999千円
勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の発生額	△54,402千円
退職給付の支払額	△76,437千円
退職給付債務の期末残高	887,494千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	-
年金資産	-
	-
非積立型制度の退職給付債務	887,494千円
未積立退職給付債務	887,494千円
未認識数理計算上の差異	41,740千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円
退職給付引当金	929,235千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	929,235千円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	69,192千円
利息費用	8,142千円
数理計算上の差異の費用処理額	1,127千円
その他	10,501千円
確定給付制度に係る退職給付費用	88,963千円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率 1.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、91,165千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

	第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
退職給付引当金	283,911千円	292,894千円
未払金	3,362千円	3,308千円
賞与引当金	90,882千円	131,675千円
未払法定福利費	12,359千円	15,190千円

未払事業所税	4,097千円	4,044千円
未払事業税	73,982千円	39,392千円
未払調査費	108,813千円	99,432千円
減価償却超過額	7,259千円	12千円
繰延資産超過額	12,236千円	14,842千円
未払確定拠出年金	2,331千円	2,352千円
未収実績連動報酬	264,384千円	38,200千円
前払費用	-	562千円
未払費用	404,707千円	397,773千円
繰延税金資産小計	1,268,329千円	1,039,682千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	1,268,329千円	1,039,682千円
繰延税金負債		
前払費用	6,166千円	8,221千円
その他有価証券評価差額金	4,677千円	4,231千円
繰延税金負債合計	10,844千円	12,453千円
繰延税金資産の純額	1,257,485千円	1,027,229千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第39期 (2024年3月31日現在)	第40期 (2025年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が8,670千円、法人税等調整額が8,791千円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が120千円減少しております。

4. 法人税及び地方法人税に関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しています。

(セグメント情報等)

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
[セグメント情報]	[セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。 当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。 [関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 <table><tr><td colspan="3">(単位：千円)</td></tr><tr><td>日本</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>27,411,151</td><td>3,624,988</td><td>31,036,140</td></tr></table> (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております 3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型） (2) 委託者報酬 3,106,318千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント	(単位：千円)			日本	その他	合計	27,411,151	3,624,988	31,036,140	同左 [関連情報] 1. 製品及びサービスごとの情報 同左 2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 <table><tr><td colspan="3">(単位：千円)</td></tr><tr><td>日本</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>26,788,631</td><td>3,676,070</td><td>30,464,702</td></tr></table> (注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。 (2) 有形固定資産 同左 3. 主要な顧客ごとの情報 当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。	(単位：千円)			日本	その他	合計	26,788,631	3,676,070	30,464,702
(単位：千円)																			
日本	その他	合計																	
27,411,151	3,624,988	31,036,140																	
(単位：千円)																			
日本	その他	合計																	
26,788,631	3,676,070	30,464,702																	

(関連当事者情報)

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。
- (2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 をもつ 会社	東京海上 日動火災 保険 株式会社	東京都 千代田区	101,994,694	損害 保険業	なし	投資信託 の取扱	投資信託 に係る 事務代行 手数料の 支払	1,337,087	未払 手数料	450,379
						役員の 兼任				

(注) *取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

*取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (USD)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Tokio Marine Asset Management (USA), Ltd.	米国・ ニュー ヨーク	500,000	投資運用業 投資助言業	直接100%	運用及び調 査の委託 役員の兼任	調査費等 の支払 (注1)	969,960	未払金	377,132

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	101,994,694	損害保険業	なし	投資信託の取扱	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	1,559,839	未払手数料	496,183
						役員の兼任	資金の貸付(注2)	14,166,773	関係会社短期貸付金	19,384,558
						資金の貸付	資金の貸付に係る利息受取(注2)	39,806	関係会社未収収益	-

(注1)取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

(注2)資金の貸付については、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)にかかるものであり、適用金利は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。また資金の貸付に係る取引金額は、当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(注3)取引金額には、消費税等を含めておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第39期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	
1株当たり純資産額	660,759円61銭
1株当たり当期純利益金額	123,612円34銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	25,307,093千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	25,307,093千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株

1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,734,352千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	4,734,352千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第40期 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	
1 株当たり純資産額	687,513円86銭
1 株当たり当期純利益金額	125,679円97銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	26,331,781千円
純資産の部の合計額から控除する金額	—
普通株式に係る当期末の純資産額	26,331,781千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,813,542千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益金額	4,813,542千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

東京海上・物価対応バランスファンド
(毎月決算型)

約 款

東京海上アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託 東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）
運用の基本方針

約款第18条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

親 投 資 信 託 「東京海上・米国短期国債マザーファンド」

親 投 資 信 託 「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」

親 投 資 信 託 「TMA物価連動国債マザーファンド」

内国投資信託 「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」

親 投 資 信 託 「東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）」

親 投 資 信 託 「東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」

(2) 投資態度

①投資信託証券への投資を通じて、米国短期国債、海外物価連動国債、国内物価連動国債、海外株式、日本および米国の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下「REIT」といいます。）、金に分散投資を行います。

②各投資信託証券への投資比率は、以下を基本とします。ただし、投資環境・経済構造等の変化によっては、投資比率を変更することがあります。

原則として月次でリバランスを行います。

東京海上・米国短期国債マザーファンド	20%※
東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド	20%※
TMA物価連動国債マザーファンド	20%
世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	20%
東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）	10%
東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）	10%

※各投資比率は20%を基本としますが、金利動向等により、各10%～30%、合計40%の範囲内で比率を変更します。

③実質組入外貨建資産については、原則として、以下の投資信託証券において為替ヘッジを行うことにより為替変動リスクの低減を図ります。

世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）

東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）

東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）

④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への直接投資は行いません。
- (2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (3) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (4) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託 東京海上・物価対応バランスファンド（毎月決算型）

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第3条 委託者は、金50億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けま

す。

② 委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2032年11月15日までとします。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的、金額および追加信託の限度額）第1項に規定する信託によって生じた受益権については50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条（追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法）第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の時期、価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日（「営業日」とは、委託者の営業日をいいます。以下同じ。）の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条（公社債の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算は、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第21条（外国為替予約の指図）に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第5条（受益権の分割および再分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振

替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第12条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割および再分割）第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1口以上1口単位で指定販売会社が別に定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社は、取得申込者が指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結した場合に限り、1円以上1円単位をもって当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、第38条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第2項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込を行う場合には、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができます。
- ③ 前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、受益権の取得の申込を受付けないものとします。また、このほか取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置を取った場合には、指定販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取消すことができます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ別に定める金額とします。
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条（信託の計算期間）に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権（1.3.に掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ② この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとします。
為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を、主として次の第1号から第6号に掲げる投資信託証券（投資信託の受益証券および投資証券を含みます。以下同じ。）ならびに第7号から第10号に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 親投資信託「東京海上・米国短期国債マザーファンド」
2. 親投資信託「東京海上・グローバル物価連動国債マザーファンド」
3. 親投資信託「TMA物価連動国債マザーファンド」
4. 内国投資信託「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」
5. 親投資信託「東京海上・日米住宅REITマザーファンド（為替ヘッジあり）」
6. 親投資信託「東京海上・ゴールドマザーファンド（為替ヘッジあり）」
7. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
9. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第9号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第23条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第26条（有価証券の売却等の指図）、第27条（再投資の指図）および第28条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（公社債の借入）、第21条（外国為替予約の指図）、第26条（有価証券の売却等の指図）、第27条（再投資の指図）および第28条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

- 第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【公社債の借入】

- 第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の借入の指図は、当該借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができます。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

- 第20条 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

- 第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

【信用リスク集中回避のための投資制限】

第22条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

【信託業務の委託等】

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとし、
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとし、
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第24条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとし、

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとし、
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとし、
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第27条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

- 第31条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2022年12月15日までとします。
- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日（委託者の営業日以外の日をいいます。）のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

- 第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

- 第33条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。
1. 他の受益者の氏名または名称および住所
 2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用および監査報酬】

- 第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額ならびに受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

- 第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条（信託の計算期間）に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の91の率を乗じて得た額とします。
- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

- 第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1. 配当金、利子、およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

- 第37条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第40条（一部解約）第2項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第38条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資】

- 第38条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記

録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条（受益権の帰属と受益証券の不発行）第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として7営業日目から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑥ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

【収益分配金および償還金の時効】

第39条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払ならびに収益分配金の再投資）第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、
- ④ 第1項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求の受付日が別に定める受付不可日のいずれかに該当する場合には、一部解約の実行の請求を受け付けません。また、委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑤ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第2項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第42条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、この信託が主要投資対象とする「世界モノポリー戦略株式ファンド（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ④ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決

権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ⑤ 第3項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

- 第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
 - ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

- 第48条 この信託は、受益者が第40条（一部解約）の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

【信託期間の延長】

第49条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【運用状況に係る情報の提供】

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 この信託約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款または契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読替えるものとします。

附則第2条 第12条（受益権の申込単位および価額）および第40条（一部解約）に規定する「別に定める受付不可日」は、次のものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

上記条項により信託契約を締結します。

2022年11月17日（信託契約締結日）

委託者 東京海上アセットマネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社